

令和7年度

大仙市地域協働雪対策事業

事業の手引



大仙市マスコットキャラクター
まるびちゃん

令和7年9月1日版

目 次

1. 大仙市地域協働雪対策事業とは	P 1
2. 補助対象団体について	P 1
3. 補助金の額の算出について	P 2
4. 補助金について	P 8
5. 補助金を使うことができる作業について	P 8
6. 実施の条件について	P 9
7. 事業実施の流れについて	P 1 1
1) 事前相談	P 1 2
2) 交付申請～交付決定まで	P 1 2
3) 補助金の概算払請求について	P 1 3
4) 保険加入と保険証書の写しの提出について	P 1 3
5) 事業着手～完了まで	P 1 4
6) 実績報告書の提出について	P 1 4
7) その他の留意事項	P 1 4

【各様式等の記入例】

①補助金申請関係

(様式第 1 号)大仙市地域協働雪対策事業補助金申請書	P 1 5
添付書類 1-① 事業計画書	P 1 6
添付書類 1-② 収支計画書(兼)交付限度額算出調書	P 1 7
添付書類 1-③ 各除雪作業ごとの関係者一覧表(兼)同意書	P 1 9
添付書類 1-④ 担い手メンバー表	P 2 0
【 任意様式 】 実施区域及び対象世帯等を示す図面(作成例)	P 2 1
添付書類 1-⑤ 支援理由書	P 2 2
添付書類 1-⑥ 空き家除雪作業同意書	P 2 3
添付書類 1-⑦ 規約・組合員名簿(任意組織の立ち上げ用・作成例)	P 2 4

②補助金概算払請求関係

(様式第 3 号) 大仙市地域協働雪対策事業補助金概算払請求書	P 2 7
添付書類 3-①② 保険証書提出書(担い手分・除雪機等分)	P 2 8

③事業内容の変更関係

(様式第 4 号) 大仙市地域協働雪対策事業計画変更(中止・廃止)承認申請書	P 2 9
--	-------

④事業の実績報告関係

(様式第 5 号) 大仙市地域協働雪対策事業補助金実績報告書	P 3 0
添付書類 5-① 事業報告書	P 3 1
添付書類 5-② 収支報告書	P 3 2
添付書類 5-③ 担い手への報酬支払証明書一覧表	P 3 5

⑤事業精算

(様式第 9 号) 補助金等の額の確定通知書	P 3 6
支払い証明書(参考様式)	P 3 7

1. 大仙市地域協働雪対策事業とは

大仙市では、冬期間においても安全・安心に暮らすことができるよう、市民・自治会等・事業所・行政がそれぞれ役割を担い、協働で雪対策に取り組むまちづくりを推進しています。

この大仙市地域協働雪対策事業は、身近な地域が抱える雪の課題に、自分たちの判断と創意工夫により自主的に取り組む自治会や任意組織等に対し、補助金を交付し活動を支援する事業です。

自治会や任意組織は、一定の算出基準に基づく交付限度額の範囲内で、それぞれの事業計画に基づき、地域で必要とされる雪処理に柔軟に補助金を活用することができます。

2. 補助対象団体について

補助金の対象となる団体は、自治会、自主防災組織及び任意組織です。

任意組織とは、本事業を実施するために任意に結成された組織で、実施しようとする区域において、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ◎世帯数は概ね5戸以上必要です。
- ◎区域が属する全ての自治会の同意が必要です。
- ◎除雪作業を担う方の半分以上はその区域に住んでいる方です。



任意組織って具体的にどういう組織が対象になるの？

次のような組織を対象に考えています。

- (1)自治会の規模が大きすぎて全体を対象に事業を実施することが難しい場合に、自治会の一部で立ち上げる組織
- (2)地域の青年団や消防団を母体に立ち上げた組織で、自治会の一部または複数の自治会を対象に事業に取り組む場合
- (3)消雪組合や流雪溝組合が路線沿いの組合員を対象に取り組む場合
- (4)多面的機能支払交付金事業の活動組織がこの事業に取り組む場合
- (5)農業法人または集落営農組織が構成員の半分以上が居住する区域内を対象に事業を実施する場合

3. 補助金の額の算出について

補助金の額は、次の 7 つの作業項目のうち実施する作業項目の合計額を限度とします。

(1) 『高齢者等世帯』『地域で支援が必要と判断した世帯』の住宅間口通路除雪

《作業内容》

『高齢者等世帯』『地域で支援が必要と判断した世帯』を対象とした住宅間口付近の置き雪や、玄関までの通路の除排雪などです。

《補助額》

対象世帯 1 戸当たり 8, 0 0 0 円 (年額)



『高齢者等世帯』とは？

70 歳以上の高齢者、障がい・介護の認定を受けている方、児童扶養手当を受給している方、義務教育修了前の子ども等で構成される世帯です。



『地域で支援が必要と判断した世帯』とは？

年齢や障がいの認定などによらず、「女性のための世帯で、力仕事には不安がある。」「世帯員がケガで冬の間に入院することになり、除雪を行える人がいない。」などの事情により、支援が必要であると地域が認めた世帯です。

(2) 『高齢者等世帯』『地域で支援が必要と判断した世帯』の住宅屋根の雪下ろし

《作業内容》

(1) と同じ対象世帯の住宅屋根の雪下ろしです（下記の『屋根の雪下ろしとは？』も参照）。

《補助額》

対象世帯 1 戸当たり 21, 0 0 0 円 (年額)



屋根の雪下ろしとは？

雪下ろしとは、人が屋根に上がって地面に雪を落とす作業のことをいいますが、屋根には上らず地上から器具等を使って雪を落とす作業や、屋根から落ちて溜まった雪を除去する作業も、屋根の雪下ろしと見なします。

(3) 空き家除雪

《作業內容》

次のいずれかに該当する家屋の除排雪です。作業内容は家屋所有者と相談して決定してください。

- ・常に無人の状態にある家屋
- ・傷病による入院などで、一時的に冬期間無人となる家屋

《補助額》

空き家1戸当たり 10,000円(年額)

《注意!》

空き家所有者から同意を得る必要があります。

申請前に必ず地域活動応援課（大曲地域）、各支所市民サービス課
または地域活性化推進室（大曲地域以外）に相談してください。

(4) 道路除雪

《作業內容》

次の共通要件を満たす『特定市道』又は『特定その他道路』の除排雪です。

【共通要件】

主に地域住民が利用する生活道路であること（不特定多数の方が通る幹線道路は対象になりません）。

○『特定市道』 ⇒ 住居への出入りに使われる市道

○『特定その他道路』

⇒ 次の両方に該当する道路

- ・住居への出入りに使われる道路
- ・市道以外の市が所有する道路

《補助額》

『特 定 市 道』	： 道路延長 1 m 当たり	<u>6 4 0 円（年額）</u>
『特定その他道路』	： 道路延長 1 m 当たり	<u>3 2 0 円（年額）</u>

《注意!》

- ・道路除雪に取り組む場合には、その道路について市の除雪車による除雪が行われないこととなりますので、特にご注意ください。
- ・必ず申請前に、道路河川課（大曲地域）、各支所農林建設課（神岡・西仙北・中仙・南外・仙北の各地域）または各建設・水道事務所（協和・太田の各地域）に、道路種別や延長を確認してください。

(5) 地域の一斉除排雪

《作業内容》

地域の合意により、地域全体のために行う除排雪作業です。一例としては、地域の雪捨て場の排雪、消火栓・防火水槽・ポンプ小屋の除雪などです。

《補助額》

一律 50,000円（年額）

※ただし、「(2)『高齢者等世帯』『地域で支援が必要と判断した世帯』の住宅屋根の雪下ろし」又は「(4)道路除雪」を実施する団体のみ交付対象となります。



空き家除雪のみを実施した場合は、一斉除排雪の補助対象にならないの？

空き家については倒壊防止等を目的とした個々の敷地内での最低限の除雪作業のみを想定しているため、(3)空き家除雪のみを実施した場合は(5)地域の一斉除排雪の補助対象とはなりません。

(6) スタートアップ

《内容》

事業を実施するために必要な物品等の準備経費で、実施初年度のみ交付します。除雪作業に必要なスコップ等の物品の購入費用や事務経費などに充てることができます（下記の『必要な物品と認められるもの、認められないものは？』も参照）。

《補助額》

一律 40,000円（年額）

※過去に「地域協働雪対策事業」又は「地域提案型自治会等雪対策モデル事業」による補助金を受けている団体は交付対象外です。



必要な物品と認められるもの、認められないものは？

必要な物品と認められるもの	認められないもの
・ヘルメット ・安全帯（ロープ類） ・スコップ類、スノーダンプ（各種材質、雪はね、ラッセル含む） ・梯子 ・燃料類（※除雪機等用） ・小型事務用品（ペン、記録用品など） ・その他除雪作業に必要なもの	・飲食代（慰労会の料理、飲酒代など） ・大型事務用品（机、イスなど） ・その他（主要な使い道が除雪作業以外であるもの）

(7) 保険加入

《内容》

本事業を実施するためには、必要な保険に加入しなければなりません。そこで、作業の『担い手』と使用する『除雪機等』について、保険加入のための費用助成を行います。

※保険未加入の場合や下記基準に満たない保険加入の場合は事業の実施ができません。



『除雪機等』とは？

除雪機、トラクター、ホイールローダーなどです。



必要な保険ってどんな保険？

雪下ろし中に屋根や窓ガラス、庭木等を破損させた場合や、除雪作業中に側溝や塀を壊したり、第三者にケガをさせた場合などの損害に適用できる保険が必須となります。

必要な保障額の基準は、次のとおりとなります。（作業に応じて基準以上の保険に加入）

賠償責任保険

1. 手作業（間口除雪等のみ）
「1事故につき身体・財物共通で1億円以上」
2. 手作業（屋根の雪下ろしや軒下での作業等、危険が伴う場合）
「1事故につき身体・財物共通で3億円以上」
3. 機械作業（手押し除雪機）
「対人1名につき1億円以上、対物1事故につき500万円以上」
または
「1事故につき身体・財物共通で3億円以上」
4. 機械作業（車両タイプ）
「対人1名につき1億円以上、対物1事故につき500万円以上」

傷害保険

担い手の傷害保険については、各団体の判断により加入することができます。

※加入する保険が除雪機械作業も保険の対象としている場合、特定の機械を対象として加入する保険でなくても、使用台数に応じて交付できるものとします。（最大2台）

※保険加入のほか、機械借上料に充てることができるものとします。ただし、機械借上料に充てる場合は、当該機械作業において、必要な保険に加入していることを条件とします。

『担い手分』

【実施区域が属するすべての自治会数】 × 1自治会当たり 5,000円

⇒ 1 団体 (A 町自治会) × 5, 000 円 = 5, 000 円 (交付額)

⇒2 団体 (A・B 自治会) × 5, 000 円 = 10, 000 円 (交付額)

実施団体が使用する除雪機等について、台数に応じて交付します。ただし、交付額は最大2万円（2台分）までとします。

【使用する除雪機等の台数】 × 1 台当たり 1 0, 0 0 0 円

$$\Rightarrow 2 \text{ 台} \times 10,000 \text{ 円} = 20,000 \text{ 円 (交付額)}$$

※除雪機等を3台以上使用する場合でも、交付対象となるのは2台までです。
3台目以降については、他作業の余剰分を使うなどの対応をお願いします。

ある自治会が自地域で高齢者等世帯の間口通路除雪3戸、雪下ろし3戸、特定市道100mの除雪、地域の一斉除排雪を除雪機・トラクター各1台を使用して行う場合

- 6 -

【参考例 2（実施 2 年目）】

ある自治会が自地域で高齢者等世帯の間口通路除雪 5 戸、空き家の除雪を 1 戸、担い手の手作業によって行う場合

(1) 住宅間口通路除雪	5 戸 × 8, 0 0 0 円 = 4 0, 0 0 0 円
(3) 空き家除雪	1 戸 × 1 0, 0 0 0 円 = 1 0, 0 0 0 円
(7) 保険料補助事業（担い手）	1 団体 × 5, 0 0 0 円 = 5, 0 0 0 円
補助限度額	5 5, 0 0 0 円

※(2)・(4)を行わないため、(5)地域の一斉除排雪は交付されません。

※実施 2 年目のため、スタートアップは交付されません。



豪雪で費用が足りなくなったらどうするの？

豪雪対策本部が設置されるような大雪のときは、
それぞれの単価を見直し、限度額の引き上げを行います。

4. 補助金について

令和4年度まで、作業開始前に各団体に交付決定額の8割を上限に概算払で交付することとしておりましたが、令和5年度より交付決定額の8割ではなく満額交付できることとしました。

事業終了後に実績報告書を提出していただきますが、補助金の交付については以下のとおりとなります。

○概算払額 > 実績額・・・超過分について返納となります。

※実績額は補助金交付決定額の範囲内となります。

5. 補助金を使うことができる作業について

① (1)～(7)の補助対象作業

まず、各交付対象である作業や、物品の購入、保険加入を行ってください。

② (1)～(7)の費用が不足した作業への使用

申請された①の作業をすべて実施した上で、各作業に費用の余剰、又は不足が生じている場合は、余剰分を費用が不足している作業に使うことができます。

例) 高齢者等世帯の雪下ろしが少ない実施回数で済みそうなので、想定より出勤回数が多い道路除雪に余剰分を使うなど。

③地域で必要とされているその他の除排雪作業

(1)～(7)の作業等以外でも、地域の実状に応じて必要とされる除排雪作業がある場合は、その費用として使うことができます。

例) 複数の世帯が利用する私道の除排雪、地域の会館の除雪、など。

《注意!》

②、③については、申請された①の作業をすべて実施した上で費用が余る場合のみ可能です。

申請された①の作業が実施されていない場合は、(1)～(7)ごとに補助金の返納が発生する場合がありますのでご注意ください。

《返納が発生する例》

○高齢者世帯の間口除雪について申請は5戸であったが、実際に行ったのは4戸であった。

→ 1戸分について返納となります。

○空き家除雪について申請は2戸であったが、実際行ったのは1戸であった。

→ 1戸分について返納となります。

○戸数は変わらないが、精算額が交付決定額または概算払い額に満たなかった場合

→ 満たなかった分について返納となります。



補助金を使うことができない費用にはどんなものがあるの？

次のような費用には支出できません。

- (1)政治活動、宗教活動、営利目的の事業
- (2)自治会育成支援補助金等、他の補助制度で実施している事業の費用
- (3)懇親会・慰労会等の飲食費
- (4)積立金・繰越金（余剰金が生じた場合に繰り越し等を行うと課税の対象となる場合があります。）

留意事項……『高齢者等雪対策総合支援事業』との関係について

作業項目(1)、(2)で除雪対象となる高齢者等世帯については、別形式の支援事業として、業者による除雪を行い費用の一部を市が負担する高齢者等雪対策総合支援事業（以下、『高齢者等支援事業』）があります。

地域協働雪対策事業と高齢者等支援事業は、同じ高齢者等世帯の同じ作業項目について両方とも実施することはできず、どちらかを選択していただくこととなります。

ただし、間口除雪のみを地域協働雪対策事業で取り組み、屋根の雪下ろしは、高齢者等支援事業の助成を受けることは可能となっています（その逆も可：右表参照）。

対象事業適用表

地域協働 雪対策事業		高齢者等 支援事業	
間口	屋根	間口	屋根
○	○	×	×
○	×	×	○
×	○	○	×
×	×	○	○

※地域協働雪対策事業で間口通路除雪、屋根の雪下ろしを実施した場合、その作業には高齢者等支援事業の利用券を使うことはできません。

6. 実施の条件について

事業の実施に当たり、必要となる条件は以下のとおりです。

- ① 作業項目(1)・(2)で間口通路除雪や屋根の雪下ろしを実施する場合は、除雪対象となる世帯の同意を得る必要があります。また、屋根の雪下ろしを行う場合は、安全のため2人以上で行ってください。
- ② 作業項目(3)空き家除雪については、家屋所有者と実施団体との間で必要事項（※）を定め、同意を得る必要があります。

※空き家敷地への立入許可、作業中に物損が生じた場合の事前取り決め、など

- ③ 作業項目(4)道路除雪については、生活をする上でその道路の利用が欠かせないすべての世帯の同意を得る必要があります。

※道路除雪に取り組む場合には、その道路について市の除雪車による除雪が行われないことになりますので、特にご注意ください。

- ④ その他、本事業の実施に当たり利害関係人がいる場合は、その方々全員の同意を得る必要があります。
- ⑤ 本事業の実施に当たり、除雪機械による除雪作業や屋根の雪下ろしなど、主な作業に従事する担い手及び使用する機械については、必要な保険に加入（5 ページを参照）しなければなりません。
- ⑥ 除雪作業の担い手の人数は、2人以上確保しなければなりません。



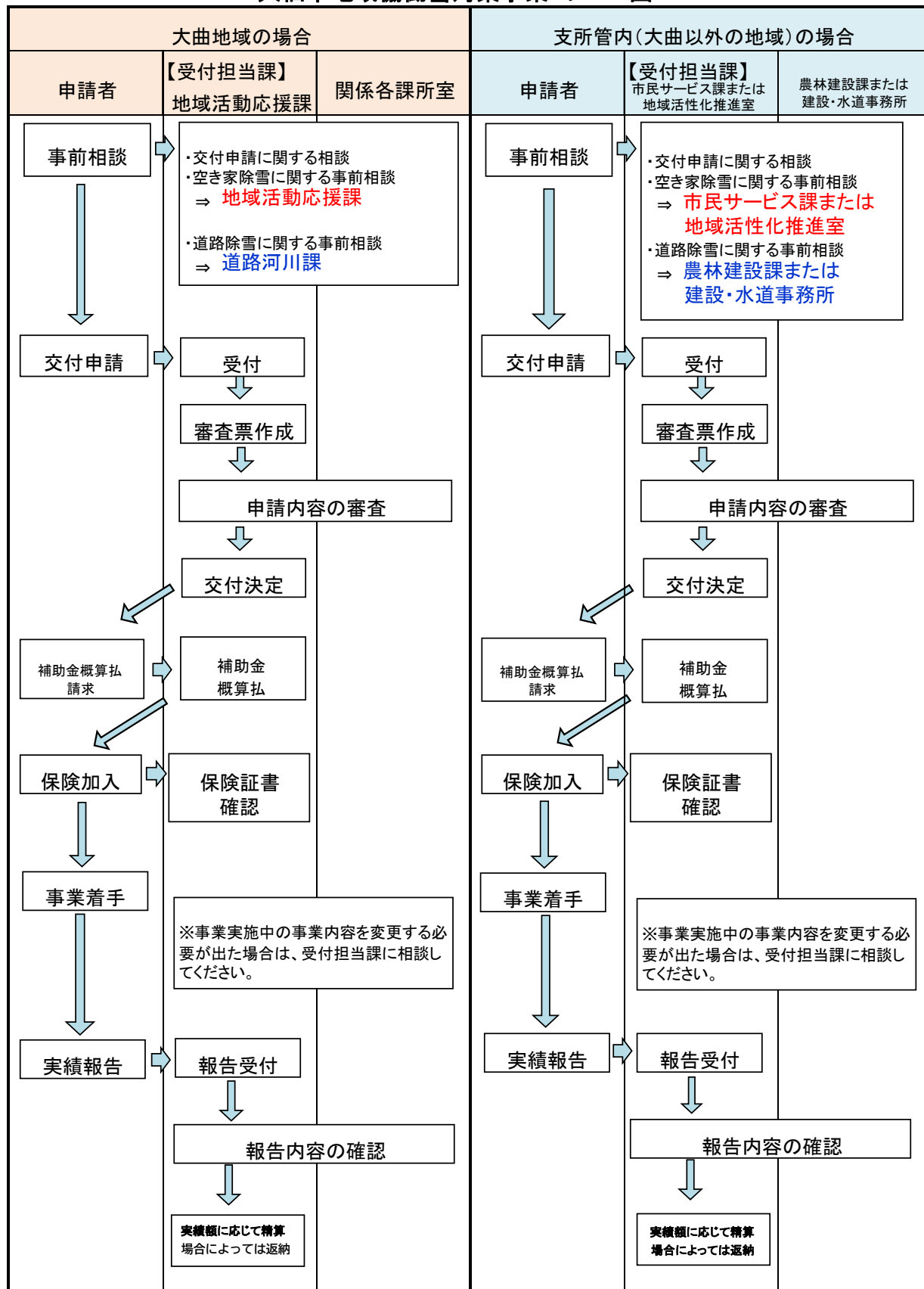
利害関係人ってどういう人を指すの？

利害関係人は次のような方々です。

- ・実施区域内の自治会長
- ・一時堆雪場や雪捨て場の提供者
- ・受益者負担金を集金する場合は、その対象者
- ・その他この事業により利害を受ける方

7. 事業実施の流れについて（事前相談～実績報告まで）

大仙市地域協働雪対策事業 フロー図



1) 事前相談

地域で話し合いを行い、実施区域と作業項目が決まりましたら、次の内容について事前相談を行ってください。

- ① 手続方法について（必要な添付書類など。）
- ② 交付限度額について（交付限度額の計算はあっているか、など。）
- ③ 空き家除雪について（作業同意書の作成について、など。）
- ④ 道路除雪について（作業予定の道路の種別、延長など。）

また、任意組織で実施する場合は、任意組織の規約と構成員の名簿も併せて作成の上ご相談ください。

※①～③について、本庁においては地域活動応援課（大曲地域）、支所においては市民サービス課または地域活性化推進室（大曲地域以外）、④については本庁道路河川課（大曲地域）、支所農林建設課（神岡、西仙北、中仙、南外、仙北）または建設・水道事務所（協和、太田）に相談してください。

※このほか、加入する保険や担い手などを決めてください。

2) 交付申請～交付決定まで

① 交付申請について

事前相談の結果を基に「大仙市地域協働雪対策事業補助金申請書（様式第1号）」に以下の必要書類を添付し、本庁においては地域活動応援課（大曲地域）、支所においては市民サービス課または地域活性化推進室（大曲地域以外）まで提出してください。

添付書類1-① 事業計画書

添付書類1-② 収支計画書（兼）交付限度額算出調書

添付書類1-③ 各作業ごとの関係者一覧表（兼）同意書

添付書類1-④ 担い手メンバー表

【任意様式】実施区域及び対象世帯等を示す図面（住宅地図など。）

次の1-⑤～⑦は、必要に応じて提出してください。

添付書類1-⑤ 支援理由書（※作業項目(1)、(2)で『地域で支援が必要と判断した世帯』を対象とする場合）

添付書類1-⑥ 空き家除雪作業同意書の写し（同意が得られていることが分かる書類）（※(3)空き家除雪を行う場合）

添付書類1-⑦ 規約・組員名簿（※実施団体が任意組織の場合で、初年度と構成員に変更がある場合に提出）

- i) 申請書に記載する事業費は、収支計画書の内容と一致するようにしてください。
- ii) 交付申請額は、交付限度額の範囲内です。
- iii) 交付申請額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- iv) 実施期間は、3月15日までです。
- v) 必要書類は、15ページからの各例を参考にして作成してください。

申請期限：令和7年10月31日（金）まで

②交付決定について

申請された事業計画については、内容の審査を行った上で、申請者（団体代表者）宛に交付決定通知書を送付いたします。なお、審査の過程で申請者に説明を求める場合がありますのでご了承願います。

3) 補助金の概算払請求について

交付決定がなされた事業については、補助金の概算払請求が可能となりますので「大仙市地域協働雪対策事業補助金概算払請求書（様式第3号）」を提出してください。提出先は申請書と同様に各支所の市民サービス課または地域活性化推進室（大曲地域は本庁地域活動応援課）になります。

※月日と請求額を空欄にして、2)の交付申請書と一緒に事前に提出しておくこともできます。

4) 保険加入と保険証書の写しの提出について

2)－②の交付決定通知書に同封して、「保険証書提出書（担い手分、除雪機等分）」が実施団体に送付されます。加入した保険証書の写しを保険証書提出書に貼り付けて受付担当課に提出してください（概ね補助金を受け取ってから1ヶ月以内を目安としてください）。

《注意!》

保険未加入や基準に満たない保険加入の場合は事業の実施ができません。

また、同じ保険証書の写しを別々の実施団体が提出することはできませんので、次のような場合にはご注意ください。

- ・担い手のために自治会単位で加入する自治会保険を利用するときで、別々の実施団体が同じ自治会を実施区域に含んでいる場合
- ・複数集落等で共同利用している除雪機に保険をかける場合で、別々の集落がそれぞれ実施団体となってその除雪機を使用する場合

5) 事業着手～完了まで

事業着手後は、事業計画書に従って除雪作業を進めてください。作業に伴い支払った経費については、必ず領収書を受け取り、会計帳簿などにより支払状況の整理をお願いします。会計帳簿にはいつ、何の目的で支払ったか記載するようにしてください。これらの書類については事業終了後も5年間保管することが義務づけられています。また、事業実施中または完了後に市監査委員より提出を求められる場合があります。

なお、実施中に事業内容の変更が生じた場合（急なケガや病気で支援が必要な世帯が増えた、など。）は、「大仙市地域協働雪対策事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）」の提出が必要になる場合がありますので、その際は受付担当課までご相談願います。状況を確認した上で、変更申請の可否をお知らせします。

6) 実績報告書の提出について

事業が完了したときは、「大仙市地域協働雪対策事業補助金実績報告書（様式第5号）」に下記の書類を添付し、事業が完了した日から30日以内または3月31日までのいずれか早い日まで、本庁においては地域活動応援課、支所においては市民サービス課または地域活性化推進室まで提出してください。

添付書類5-① 事業報告書

添付書類5-② 収支報告書

会計帳簿の写し

収入の根拠資料（受益者負担金の領収書の写しなど。）

支出の根拠資料（各領収書の写しなど。）

写真（除雪対象ごとに作業前後の差、参加者がわかるように。）

添付書類1-④ 担い手メンバー表

（※交付申請時からメンバー追加があった場合のみ、再提出する。）

添付書類5-③ 担い手への報酬支払証明書一覧表

（※市県民税申告のため、この一覧表の写しを市税務課に渡します。）

事業の総支出額が交付決定額を超えなかった場合は、交付決定額から総支出額を控除した額を市長に返納しなければなりません。この場合の手続きについては別途、市より指示いたします。

7) その他の留意事項

本事業実施中において、当初は想定しない事態が発生することもあります。その際は速やかにご相談いただき、市役所内部で協議した上で取り扱いを定めたいと考えていますのでよろしくお願いします。

●年10月 2日

大仙市長 様

申請者 団体名 大曲第一除雪互助会

代表者職・氏名 会長 秋 田 健

住 所 大仙市大曲花園町△番■号

電話番号 0187-63-▲▲▲▲

大仙市地域協働雪対策事業補助金申請書（兼概算払申請書）

次のとおり補助金の交付を受けたいので、大仙市地域協働雪対策事業実施要綱第11条の規定により申請します。

1 補助対象事業の目的及び内容

雪期間においても安心して暮らすことのできる地域づくりを目的に、別紙「事業計画書」の
おり事業を実施する。

2 事業費 316,000 円

3 交付申請額 276,000 円

※概算払申請額 276,000 円

概算払申請理由 別紙、事業計画書のとおり除雪作業に利用するため

4 事業期間 ●年11月1日 ～ ■年3月15日

※当該年度の3月15日を最終とする。

5 添付書類（※添付漏れがないか確認し、チェック欄に記入する。）

- ・事業計画書、収支計画書 ☒
- ・各除雪作業ごとの関係者一覧表（兼）同意書 ☒
- ・担い手メンバー表 ☒
- ・実施区域及び対象世帯等を示す図面（住宅地図など） ☒
- ・支援理由書（『地域で支援が必要と判断した世帯』の
間口通路除雪又は屋根の雪下ろしを行う場合のみ） ☒
- ・同意書等の写し（空き家除雪を行う場合のみ） ☒
- ・規約、構成員名簿（任意組織のみ。実施初年度と構成員に
変更があったときに提出） ☒

事業計画書

No.	項 目	申請団体の詳細	
1	地域名（該当するものに○）	大曲・神岡・西仙北・中仙・協和・南外・仙北・太田	
2	団体の種別（該当するものに○）	自治会 ・ 自主防災組織 ・ 任意団体	
3	対象となる自治会数	1	団体 ※例）「実施区域がA、Bの自治会区域にまたがっているとき」⇒ 2団体
4	実施区域の世帯数	7	戸 ※5戸以上
5	除雪作業の担い手の人数	3	人 ※2人以上
	うち実施区域に住所を有する人数	3	人 ※上記の担い手人数の半数以上となっている必要有り

No.	実施 (※1)	作 業 項 目	各作業項目の実施予定内容
(1)	○	間口通路除雪	「各除雪作業ごとの関係者一覧表（兼）同意書」に記入した世帯について除雪作業を行います。
(2)	○	屋根の雪下ろし	また、空き家除雪を実施する場合は、添付する所有者との同意書に基づき作業を行います。
(3)	○	空き家除雪	
(4)	○	道路除雪	添付した地図のとおり、当団体が道路除雪作業を行います。 また、沿線関係者の同意については、「各除雪作業ごとの関係者一覧表（兼）同意書」のとおりです。 特 定 市 道（640円/m）： 100 m 特定その他道路（320円/m）： 0 m ※上記の道路延長は、記入前に道路河川課（大曲地域）、又は支所農林建設課（大曲地域以外）との相談や現場確認が必要です。
(5)	○	地域の一斉除排雪	地域の雪捨て場の排雪や消火栓・防火水槽などの除雪を、期間中3回行う。 ※一斉除排雪として行う予定の作業を、記入してください。
(6)	○	スタートアップ ※事業実施のために必要な物品等の準備経費で、実施初年度のみ交付します。	・ 貴団体の地域協働雪対策事業の実施は、今年度が初めてですか？ ☒ はい 予定している物品購入などは、次のとおり。 ヘルメット、安全帯、スノーダンプ、スコップを2個ずつと、作業に使う除雪機等の燃料等を購入する。
(7)	○	保険加入	上記の各作業を行うために、次の保険に加入します。 ・ 担い手分（必須） 1 式 ・ 除雪機等 2 台分（※最大2台まで） ※加入予定の各保険は、次の基準を満たしていますか？ 1. 手作業（間口除雪のみ） ⇒「1事故につき身体・財物共通で1億円以上」 2. 手作業（屋根の雪下ろしや軒下での作業等、危険が伴うもの） ⇒「1事故につき身体・財物共通で3億円以上」 3. 機械作業（手押し除雪機） ⇒「対人1名につき1億円以上、対物1事故につき500万円以上」または「1事故につき身体・財物共通で3億円以上」 4. 機械作業（車両タイプ） ⇒「対人1名につき1億円以上、対物1事故につき500万円以上」 ☒ はい
		受益者負担の有無	有り ・ 無し
		負担方法及び負担金の額等	作業項目(1)～(3)の対象世帯4件から、各1万円ずつ受け取る。
	○	その他作業 ※上記以外で、予定作業がある場合は簡単に記入してください。	複数世帯で利用している私道20mの除排雪と、会館の屋根の雪下ろしを行う。

※1 実施予定の作業項目については、○を記入してください。

収支計画書（兼）交付限度額算出調書

《記入の際は》

- ・ 同時提出の補助金申請書や事業計画書と、内容の相違がないよう確認してください。
- ・ 最後は、必ず「3. 収支のすり合わせについて」を確認してください。

1. 収入の部 （収支計画書）

項 目			①単価		②数量		③収入額 (=①×②)		摘 要	
地域協働雪対策事業補助金	(1)間口通路除雪	高齢者等世帯	8,000	円	2	件	16,000	円		
		地域支援世帯			1	件	8,000	円		
	(2)屋根の雪下ろし	高齢者等世帯	21,000	円	2	件	42,000	円		
		地域支援世帯			1	件	21,000	円		
	(3)空き家除雪		10,000	円	1	件	10,000	円		
	(4)道路除雪	特定市道	640	円	100	m	64,000	円		
		特定その他道路	320	円	0	m	0	円		
	(5)地域の一斉除排雪		50,000	円	1	式	50,000	円		
	(6)スタートアップ（初年度のみ）		40,000	円	1	式	40,000	円		
	(7)保険加入	担い手	5,000	円	1	団体	5,000	円		
除雪機等（最大2台まで）		10,000	円	2	台	20,000	円			
交付限度額計							(ア) 276,000	円	100円未満は切り捨て	
その他収入	受益者負担金 ※1						40,000	円		
	自己負担 ※2						0	円		
								円		
								円		
								円		
								円		
	小 計（その他収入）						(イ) 40,000	円		
合 計 （=(ア)+(イ)）							(ウ) 316,000	円		

※1 除雪対象とした高齢者等世帯や空き家所有者などから、負担金の徴収を予定している場合は合計額を記入してください。

※2 自治会の予算などから、繰り入れを行う場合は記入してください。

2. 支出の部 (収支計画書)

項 目		④数量 ※4	⑤支出額 ※5	摘 要
(1) 間口通路除雪	高齢者等世帯	2 件	20,000 円	
	地域支援世帯	1 件	10,000 円	
	その他世帯	0 件	0 円	
(2) 屋根の雪下ろし	高齢者等世帯	2 件	30,000 円	
	地域支援世帯	1 件	10,000 円	
	その他世帯	0 件	0 円	
(3) 空き家除雪		1 件	15,000 円	
(4) 道路除雪	特定市道	100 m	70,000 円	
	特定その他道路	0 m	0 円	
(5) 地域の一斉除排雪		1 式	35,000 円	
(6) スタートアップ ※3		1 式	50,000 円	
(7) 保険加入	担い手	1 式	6,000 円	
	除雪機等	2 台	20,000 円	
その他作業 経費	私道の除排雪	20 m	10,000 円	
	会館の屋根の雪下ろし	1 回	40,000 円	
			円	
			円	
			円	
合 計			(a) 316,000 円	

※3 実施2年目以降は、対象外となります。

※4 事業計画書や各除雪作業ごとの関係者一覧表（兼）同意書に記入した各数量と一致するようにしてください（その他作業は除く）。

※5 各作業ごとに見込んである事業費の合計を記入してください。

（例）高齢者等世帯の間口除雪を単価10,000円で、対象世帯2件について行うとき。

⇒ ⑤支出額 = 10,000円 × 2件 = 20,000円

3. 収支のすり合わせについて

・収入と支出の合計額は一致していますか （（ウ）=（a））？

☐ はい

各除雪作業ごとの関係者一覧表（兼）同意書

（全 1 枚中、 1 枚目）

私どもは、今般

大曲第一除雪互助会

が実施する地域協働雪対策事業に

ついて異議なく同意します。また、高齢者等世帯に該当するかどうか、市役所担当者が世帯状況について確認することに同意します。

No.	住 所	氏名・押印 (※1)	作業項目・世帯種別 (※2)								その他 関係者	
			間口通路除雪			屋根の雪下ろし			空き 家	道路	自治 会長	その 他
			高 齢 者 等	地 域 支 援	そ 他	高 齢 者 等	地 域 支 援	そ 他				
1	大仙市大曲花園町○-○ ○	大仙 太郎 (印)									○	
2	大仙市大曲花園町○-●	大曲 花子 (印)	○			○				○		
3	大仙市大曲花園町○-■	神岡 一郎 (印)	○			○				○		
4	大仙市大曲花園町◆-●	西仙北 和子 (印)		○			○					
5	岩手県盛岡市南部千米町 ○○	中仙 ナガノ (印)							○			
6	大仙市大曲花園町◎-● ▲	協和 三郎 (印)								○		
7	大仙市大曲花園町▲-●	南外 進 (印)								○		
8	大仙市大曲花園町△-■ ■	秋田 健 (印)								○		
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										
		(印)										

※1 空き家除雪は別紙「空き家除雪作業同意書」を提出するため、ここでの押印は省略できます。

※2 除雪対象世帯について、作業項目・世帯種別ごとに、該当するものに○を記入してください。

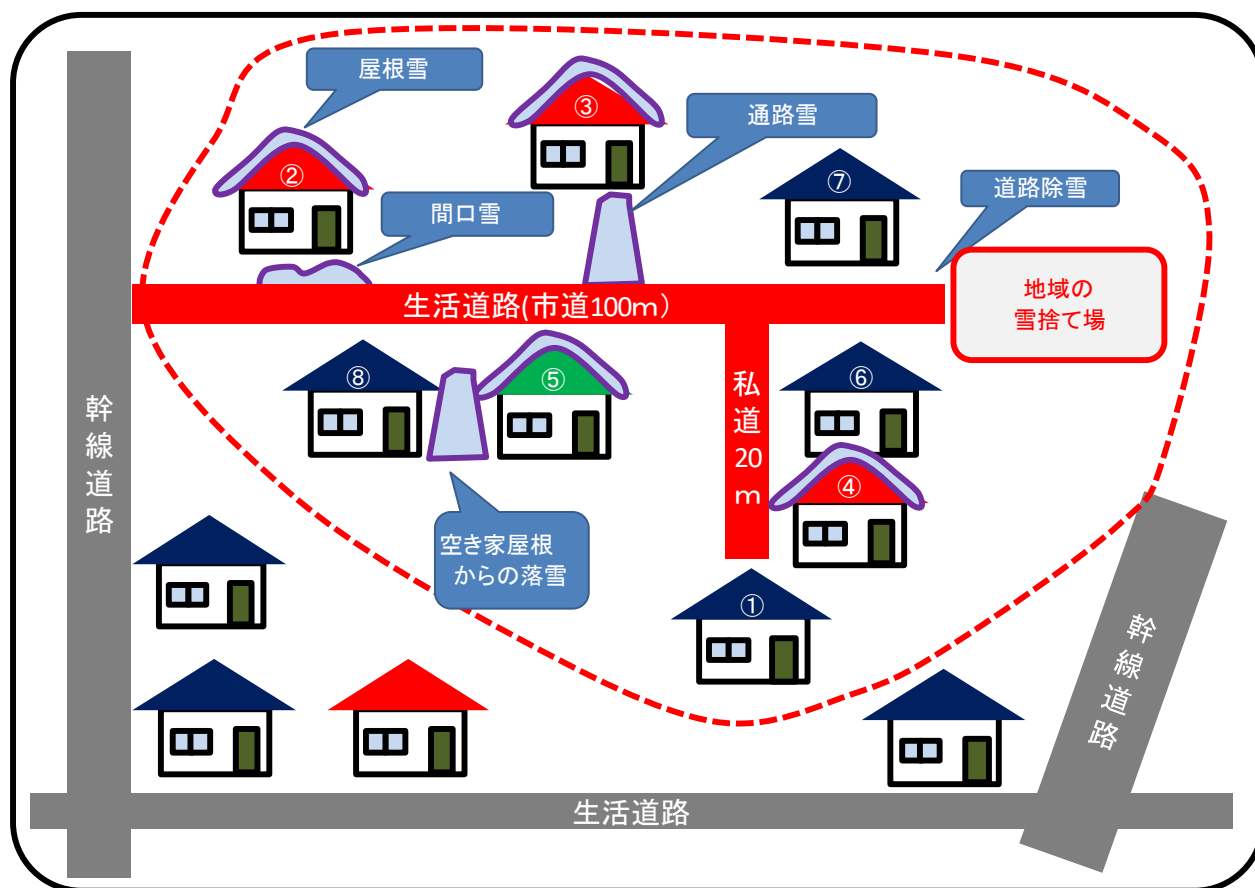
令和●年10月 2日 現在

- ・ 個人ごとの押印は必要はありません。
- ・ 申請書の提出後にメンバーの追加がありましたら、追加メンバー分の本書を作成し、実績報告時に提出してください。
- ・ 実施区域内に住所を有する方が、常にメンバーの半数以上になるよう注意してください。

[illegible]

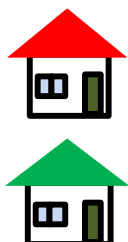
- 20 -

実施区域及び対象世帯等を示す図面（作成例）



【凡例】

■ 対象道路
 ■ 市除雪道路



高齢者等世帯、
又は地域支援世帯



一般世帯



実施区域

①	大仙 太郎	自治会長
②	大曲 花子	高齢者等世帯、対象道路の利用者
③	神岡 一郎	高齢者等世帯、対象道路の利用者
④	西仙北 和子	地域支援世帯（地域で支援が必要と判断した世帯）
⑤	中仙 ナガノ	空き家
⑥	協和 三郎	除雪担い手、対象道路の利用者
⑦	南外 進	除雪担い手、対象道路の利用者
⑧	秋田 健	実施団体代表者、除雪担い手、対象道路の利用者

令和●年 1 0 月 2 日

支援理由書

大仙市長 老 松 博 行 様

提出者 団 体 名 大曲第一除雪互助会
 代表者名 秋 田 健
 住 所 大仙市大曲花園町△番■■号
 連 絡 先 0 1 8 7 - 6 3 - ▲▲▲▲

地域協働雪対策事業補助金の申請における作業項目(1)間口通路除雪、(2)屋根の雪下ろしの対象世帯のうち『地域で支援が必要と判断した世帯』について、その理由を次のとおり提出します。

No.	対象世帯について			
1	氏名	西仙北 和子	住所	大仙市大曲花園町◆-●
	支援理由 ※	和子、和子の子供（小学生）、和子の母親の3人世帯である。母親は70歳を超えており力仕事は難しく、和子自身は日中は仕事に出ている。家の敷地も広く、休日に和子が除雪を行っても追いつかないのが現状である。このため、数年前から近隣世帯が作業を手伝っており、地域支援が既に実施されている状況にある。		
2	氏名		住所	
	支援理由 ※			
3	氏名		住所	
	支援理由 ※			

※支援理由については、家族構成及びその世帯が自力での除雪が困難な理由を記入してください。

令和●年 1 0 月 2 日

空き家除雪作業同意書

当該の空き家所有者である甲は、大仙市地域協働雪対策事業の実施団体である乙に対し、当該空き家の除雪作業を委託する。なお、その際は甲・乙ともに下記の各同意事項に基づくものとする。

空き家の所在： 大仙市大曲花園町■－●

甲（空き家所有者） 住 所 岩手県盛岡市南部千米町○○
氏 名 中仙 ナガノ
連絡先 090-★△△★-■●○○



乙（事業実施団体） 団 体 名 大曲第一除雪互助会
代表者住所 大仙市大曲花園町△番■●号
代表者氏名 秋田 健
連 絡 先 0187-63-▲▲▲▲



《同意事項》 ※次のすべてについて、両方で協議し必ず同意を得てください。

- ・ 甲は、除雪作業のため乙の担い手が当該家屋敷地に立ち入ることを認める。 ☒ はい
- ・ 作業中に家屋又は付帯設備への損害が出た場合については、事前に両方で補償等の対応を協議する。
（※上記の場合において、甲乙間の協議に大仙市は関与いたしません。） ☒ はい
- ・ 除雪作業により、「大仙市地域協働雪対策事業」から支払われる交付金については、乙の収入とすることを認める。 ☒ はい
- ・ 作業の費用に関して、乙が甲に負担金を求める場合は、作業を行う都度、事前に両方で協議することとする。 ☒ はい

〇〇除雪共助組合規約 (例)

(目的)

第1条 この組合は、冬期間の除雪や雪下ろし等の共同作業を通して地域の雪に関する課題を克服するとともに、雪に親しみ、雪に負けない住みよい地域を構築することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合の名称は、〇〇除雪共助組合とする。

(組合事務所の所在)

第3条 この組合の事務所は、〇〇除雪共助組合長宅に置く。

(事業)

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の作業を行う。

- (1) 地域住民宅の間口・通路の除雪
- (2) 地域住民宅の屋根の雪下ろし
- (3) 空き家除雪
- (4) 道路除雪
- (5) その他目的達成に必要な事業

(組合員の資格)

第5条 この組合の組合員の資格を有する者は、前条の事業実施区域に居住する者又は事業実施に従事する者とする。

(加入)

第6条 この組合の組合員になろうとする者は、加入申込書を組合長に提出するものとする。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会で加入の諾否を決する。

(脱退)

第7条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第8条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は副組合長から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第9条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 組 合 長 1 名
- (2) 副組合長 〇名
- (3) 会計担当 〇名
- (4) 監 事 〇名

- 2 組合長は、この組合を代表し、本規約及び総会の議決に従い、組合事務を処理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。
- 4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。
- 5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。
- 6 前項にかかわらず、各組合員は、この組合の業務及び財産の状況を検査することができる。

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第12条 総会は、毎事業年度1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、組合員の3分の2以上が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行うものは、これを出席者とみなす。
- 3 総会の議決権は、組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の3分の2以上でこれを決する。
- 4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第13条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 組合への加入及び脱退
- (7) 組合員の除名
- (8) その他組合の運営に必要な事項

(経理)

第14条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入、支出の管理を行うものとする。

(事業年度)

第15条 この組合の運営及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第16条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

〇〇除雪共助組合 組合員名簿

[illegible]

大仙市長 様

秋田印

3 振込先

金融機関名	大 仙 銀 行 本店 信用金庫 大 曲 支 店 労働金庫 店 農 協 出張所
口座種目	1 普通 2 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義	フリガナ アキタ タケシ
	秋田 健

- 27 -

保険証書提出書(担い手分)

当団体が実施する地域協働雪対策事業について、加入した保険証書のコピーを提出します。

①実施団体情報

団 体 名	大曲第一除雪互助会		
代表者名	秋 田 健	連 絡 先	0 1 8 7 - 6 3 - ▲▲▲▲

②保険証書のコピー (担い手分)

貼付欄 (担い手分の保険証書のコピー)	
枠内に収まらない場合は、折りたたんで貼り付けてください。 また、貼付前に次の内容がすべて記載されているか、確認してください。 ・ 証書番号、又はそれに類するもの ・ 契約者の名義 (団体名、代表者氏名) ・ 保険の対象者 (自治会の〇〇世帯、担い手△△人など) ・ 賠償限度額 (作業に応じて基準以上の保険に加入) ・ 加入日、保険期間	保険証書の コピーを貼る

※除雪機等分も補助金を受給している場合は、保険証書提出書 (除雪機等分) も提出してください。

保険証書提出書 (除雪機等分)

①実施団体情報

団 体 名	大曲第一除雪互助会		
代表者名	秋 田 健	連 絡 先	0 1 8 7 - 6 3 - ▲▲▲▲

②保険証書のコピー (除雪機等分)

※申請時に届け出た台数分 (最大2台まで) が必要です。

貼付欄 (除雪機等分の保険証書のコピー)	
1 台目 枠内に収まらない場合は、折りたたんで貼り付けてください。 また、貼付前に次の内容がすべて記載されているか、確認してください。 ・ 証書番号、又はそれに類するもの ・ 契約者の名義 (団体名、代表者氏名) ・ 対象となる除雪機等の情報 (品名、登録番号、車両番号など) ・ 賠償限度額 (作業に応じて基準以上の保険に加入) ・ 加入日、保険期間	

貼付欄 (除雪機等分の保険証書のコピー)	
2 台目 枠内に収まらない場合は、折りたたんで貼り付けてください。 また、貼付前に次の内容がすべて記載されているか、確認してください。 ・ 証書番号、又はそれに類するもの ・ 契約者の名義 (団体名、代表者氏名) ・ 対象となる除雪機等の情報 (品名、登録番号、車両番号など) ・ 賠償限度額 (作業に応じて基準以上の保険に加入) ・ 加入日、保険期間	

●年12月13日

大仙市長

様

申請者 団体名 大曲第一除雪互助会
代表者職・氏名 会長 秋 田 健
住 所 大仙市大曲花園町△番■■号
電話番号 0187-63-▲▲▲▲

大仙市地域協働雪対策事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

令和●年10月18日付けで決定を受けた大仙市地域協働雪対策事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、大仙市地域協働雪対策事業実施要綱第15条の規定により申請します。

1 事業計画変更理由

作業項目(1)、(2)において、実施区域内で支援を必要とする高齢者等世帯が1件増加したことによる変更。

2 事業費

変更前 事業費 金 316,000 円

変更後 事業費 金 355,000 円

3 交付申請額

変更前 交付申請額 金 276,000 円

変更後 交付申請額 金 305,000 円

4 添付書類（※添付漏れがないか確認し、チェック欄に記入する。）

・変更後の事業計画書、収支計画書、同意書 ☒

■年 3月31日

大仙市地域協働雪対策事業補助金実績報告書

大仙市長

様

申請者 団体名 大曲第一除雪互助会

代表者職・氏名 会長 秋 田 健

住 所 大仙市大曲花園町△番■■号

電話番号 0187-63-▲▲▲▲

令和●年10月19日付けで決定のありました大仙市地域協働雪対策事業補助金の実績について、大仙市地域協働雪対策事業実施要綱第16条の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業 別紙「事業報告書」のとおり
- 2 事業費支出額 金 355,000 円
- 3 交付決定額 金 305,000 円
- 4 実施期間 令和●年11月 1日 ～ 令和■年 3月15日
- 5 添付書類 （※添付漏れがないか確認し、チェック欄に記入する。）

- ・事業報告書、収支報告書 ☒
- ・会計帳簿の写し ☒
- ・収入額の根拠資料（受益者負担金の領収書写しなど） ☒
- ・支出額の根拠資料（各領収書等の写しなど） ☒
- ・写真（作業前後の差、参加者などがわかるように） ☒
- ・担い手メンバー表（※申請時からメンバーを追加した場合のみ） ☐
- ・担い手への報酬支払証明書一覧表 ☒

※ 市県民税申告への対応のため、担い手への報酬支払証明書一覧表に記載のある情報を大仙市市民部税務課に提供することに同意します。 ☒

事業報告書

No.	項 目	申請団体の詳細	
1	除雪作業の担い手の人数	3 人	※2人以上
	うち実施区域に住所を有する人数	3 人	※上記の担い手人数の半数以上となっている必要有り
	※申請後に担い手の増員があった場合は、追加メンバー分の担い手メンバー表を提出してください。		

No.	実施 (※1)	作 業 項 目	各作業項目の実施内容
(1)	○	間口通路除雪	次のとおり、間口通路の除雪作業を行いました。 高齢者等世帯： 3 件 地域支援世帯： 1 件 その他世帯： 0 件
(2)	○	屋根の雪下ろし	次のとおり、屋根の雪下ろし作業を行いました。 高齢者等世帯： 3 件 地域支援世帯： 1 件 その他世帯： 3 件
(3)	○	空き家除雪	次のとおり、空き家の除雪作業を行いました。 空 き 家： 1 件
(4)	○	道路除雪	予定した道路について、次のとおり除雪作業を行いました。 実 施 回 数： 15 回
(5)	○	地域の一斉除排雪	作業計画に基づいて、次のとおり除排雪作業を行いました。 実 施 回 数： 3 回
(6)	○	スタートアップ (※初年度のみ)	収支報告書、及び添付した領収書等の写しのとおり。
(7)		保険加入	提出済みの保険証書写しのとおり。
		受益者負担の有無	有り ・ 無し
		負担方法及び 負担金の額等	作業項目(1)～(3)の対象世帯5件（高齢者等世帯3件、地域支援世帯1件、空き家1件）から、各1万円ずつ受け取りました。
	○	その他作業 ※(1)～(7)以外で、実施した除雪 作業等があれば、簡単に記入して ください。	計画していた複数世帯で利用している私道20mの除排雪と、 会館の屋根の雪下ろしを行いました。

※1 実施した作業項目については、○を記入してください。

収 支 報 告 書

《記入の際は》

・同時提出の補助金実績報告書や事業報告書と、内容の相違がないよう確認してください。

1. 収入の部 （収支報告書）

項 目		収入額	摘 要
大仙市地域協働雪対策事業補助金		(カ) 305,000 円	((カ)は最新の補助金決定通知書で通知を受けた交付額を記入してください)
その他収入	受益者負担金	50,000 円	
	自己負担金 ※1	0 円	
		円	
		円	
		円	
合 計		(キ) 355,000 円	

※1 自治会の予算などから、繰り入れを行った場合は記入してください。

2. 支出の部 （収支報告書）

項 目		支出額	摘 要
(1) 間口通路除雪	高齢者等世帯	24,000 円	
	地域支援世帯	8,000 円	
	その他世帯	0 円	
(2) 屋根の雪下ろし	高齢者等世帯	36,000 円	
	地域支援世帯	8,000 円	
	その他世帯	18,000 円	担い手世帯3件について実施。
(3) 空き家除雪		15,000 円	
(4) 道路除雪	特定市道	80,000 円	
	特定その他道路	0 円	
(5) 地域の一斉除排雪		35,000 円	
(6) スタートアップ（※2年目以降は0円です）		50,000 円	
(7) 保険加入	担い手	6,000 円	
	除雪機等	25,000 円	
その他作業経費	私道の除排雪	10,000 円	
	会館の屋根の雪下ろし	40,000 円	
		円	
		円	
合 計		(A) 355,000 円	

収支の合計が一致しており、かつ、交付額(カ)を総支出額(A)が上回っているため、補助金は使い切ったこととなり、返納は発生しません。

【参考例 1・収支は一致しないが、補助金の返納が発生しない場合】

収 支 報 告 書

【添付書類5-②】

《記入の際は》

・同時提出の補助金実績報告書や事業報告書と、内容の相違がないよう確認してください。

1. 収入の部 (収支報告書)

項 目		収入額	摘 要
大仙市地域協働雪対策事業補助金		(カ) 305,000 円	(カ)は最新の補助金決定通知書で通知を受けた交付額を記入してください
その他収入	受益者負担金	50,000 円	
	自己負担金 ※1	0 円	
合 計		(キ) 355,000 円	

※1 自治会の予算などから、繰り入れを行った場合は記入してください。

2. 支出の部 (収支報告書)

項 目		支出額	摘 要
(1) 間口通路除雪	高齢者等世帯	24,000 円	
	地域支援世帯	8,000 円	
	その他世帯	0 円	
(2) 屋根の雪下ろし	高齢者等世帯	36,000 円	
	地域支援世帯	8,000 円	
	その他世帯	18,000 円	担い手世帯3件について実施。
(3) 空き家除雪		15,000 円	
(4) 道路除雪	特定市道	80,000 円	
	特定その他道路	0 円	
(5) 地域の一斉除排雪		20,000 円	
(6) スタートアップ (※2年目以降は0円です)		50,000 円	
(7) 保険加入	担い手	6,000 円	
	除雪機等	25,000 円	
その他作業経費	私道の除排雪	10,000 円	
	会館の屋根の雪下ろし	40,000 円	
合 計		(A) 340,000 円	

総収入額(キ)に対し総支出額(A)が少なかった状況ですが、交付額(カ)を(A)が上回っていますので、補助金は使い切ったこととなり、返納は発生しません。

【参考例２・収支が一致せず、補助金の返納が発生する場合】

収 支 報 告 書

【添付書類５－②】

《記入の際は》

・同時提出の補助金実績報告書や事業報告書と、内容の相違がないよう確認してください。

1. 収入の部 （収支報告書）

項 目		収入額	摘 要
大仙市地域協働雪対策事業補助金		(カ) 305,000 円	(カ)は最新の補助金決定通知書で通知を受けた交付額を記入してください
その他収入	受益者負担金	50,000 円	
	自己負担金 ※1	0 円	
		円	
		円	
		円	
合 計		(キ) 355,000 円	

※1 自治会の予算などから、繰り入れを行った場合は記入してください。

2. 支出の部 （収支報告書）

項 目		支出額	摘 要
(1) 間口通路除雪	高齢者等世帯	16,000 円	
	地域支援世帯	4,000 円	
	その他世帯	0 円	
(2) 屋根の雪下ろし	高齢者等世帯	20,000 円	
	地域支援世帯	4,000 円	
	その他世帯	0 円	
(3) 空き家除雪		15,000 円	
(4) 道路除雪	特定市道	70,000 円	
	特定その他道路	0 円	
(5) 地域の一斉除排雪		20,000 円	
(6) スタートアップ（※2年目以降は0円です）		50,000 円	
(7) 保険加入	担い手	6,000 円	
	除雪機等	25,000 円	
その他作業経費	私道の除排雪	10,000 円	
	会館の屋根の雪下ろし	40,000 円	
		円	
		円	
合 計		(A) 280,000 円	

少雪等で、各作業の実施回数が少なかった場合の一例です。

総支出額(A)が交付額(カ)を下回っており、補助金を使い切られていません。
このため、(A)と(カ)の差25,000円が返納対象となります。

担い手への報酬支払証明書一覧表

事業名：大仙市地域協働雪対策事業

団体名：大曲第一除雪互助会

代表者名：秋田 健

No.	氏 名	住 所	給与 (日当・賃金等)	雑収入 (機械借上げ等)	合計
1	秋田 健	大仙市大曲花園町△-■	70,000	32,000	102,000
2	協和 三郎	大仙市大曲花園町◎-●▲	70,000		70,000
3	南外 進	大仙市大曲花園町▲-●	70,000	32,000	102,000
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

第 号
令和 年 3 月 3 1 日

事業実施団体 様

大仙市長 老 松 博 行 ⑩

補助金等の額の確定通知書

補助金等の適正に関する条例第 1 2 条の規定に基づき次のとおり補助金等の額を確定します。

1 事業名

令和 年度 大仙市地域協働雪対策 事業

2 確定額

金 3 0 5 , 0 0 0 円

【参考様式】 支払証明書の作成例：担い手や、機械の貸主等に発行してください。
 ※市への提出は不要です。

支払証明書

団体名	大曲第一除雪互助組合		
令和〇〇年の支払金額として下記のとおり証明する。			
大仙市大曲花園町◎ー●▲			
協和 三郎 様			
¥	30,000		
内訳	給 与	¥	25,000
	雑収入	¥	5,000
令和〇〇年3月31日			
大曲第一除雪互助組合			
代表 秋田 健			
			印

支払った金額に対しての、給与(作業の日当・賃金等)と、雑収入(機械借り上げ料等)の内訳が分かるようにしてください。

支払証明書

団体名	大曲第一除雪互助組合		
令和〇〇年の支払金額として下記のとおり証明する。			
大仙市大曲花園町△ー■			
南外 進 様			
¥	20,000		
内訳	給 与	¥	20,000
	雑収入	¥	0
令和〇〇年3月31日			
大曲第一除雪互助組合			
代表 秋田 健			
			印

ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせ願います。

◎交付申請に関すること、空き家除雪に関する事前相談

本庁企画部地域活動応援課	TEL	63-1111
神岡支所市民サービス課	TEL	72-2111
西仙北支所市民サービス課	TEL	75-1111
中仙支所市民サービス課	TEL	0187-56-2111
協和支所市民サービス課	TEL	018-892-2111
南外支所市民サービス課	TEL	74-2111
仙北支所市民サービス課	TEL	63-3003
太田支所市民サービス課	TEL	88-1111

(※本庁、及び各支所の代表番号です)

◎道路除雪に関する事前相談

本庁建設部道路河川課	TEL	66-4905
神岡支所農林建設課	TEL	72-4609
西仙北支所農林建設課	TEL	75-2971
中仙支所農林建設課	TEL	0187-56-2116
南外支所農林建設課	TEL	74-3005
仙北支所農林建設課	TEL	63-3003
西仙北・協和建設水道事務所	TEL	018-892-3708

(協和地域)

中仙・太田建設水道事務所	TEL	88-1116
--------------	-----	---------

(太田地域)